

## 令和5年度 公益信託家政学研究助成基金申請公募のご案内

公益信託家政学研究助成基金 運営委員会  
運営委員長 片山 倫子

一般社団法人日本家政学会は、家政学およびその境界領域に於ける優れた研究に対して助成することを目的として公益信託家政学研究助成基金（英語名 Charitable Trust Fund for Home Economics Research）を設定しました。下記応募要領に従ってご応募ください。

### 応募要領

#### 1. 目的

家政学およびその境界領域の若手研究者に対して研究助成を行い、家政学の発展に寄与し、世界に貢献できる人材の育成を目的とする。

なお、「家政学」の定義に関しては、日本学術会議が平成25年に発出した「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野(2.家政学の定義)」において、「家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。すなわち人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている。」とされている。詳細は次のリンクをご参照。

⇒ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h130515-1.pdf>

#### 2. 資格

- (1) 家政学およびその境界領域の自然科学分野などの大学院課程に在籍する者、または大学およびその他の研究機関で研究を遂行している45歳未満（令和5年4月1日現在）の教員および研究者で成績、業績ともに優秀であり優れた人格を有する者。
  - (2) 家政学およびその境界領域の自然科学分野などで研究活動を行っている外国人で日本の大学の大学院課程に正規の学生として入学許可を取得した者、あるいはこれに準ずる留学生で成績、人格ともに優れた者。
- ※ 過年度に本研究助成を受けた者の場合は、上記(1)または(2)の資格を有し、かつ、過年度助成の研究成果報告書を提出してから5年を経過している者に限る。

#### 3. 研究助成期間

原則として1ヶ年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）とする。ただし、所定の延長申請書等を提出し、運営委員会において真にやむを得ない理由があるとして助成期間延長の必要性が認められた場合には、最長6ヶ月間まで延長することができる。

#### 4. 採用人数および研究助成金額

2. の中から、6名以内の者に1名当たり50万円を限度として助成する。

【裏面へ続く】

## 5. 研究助成者の選考

公益信託家政学研究助成基金運営委員会において、応募書類審査の結果をもとに選考する。

## 6. 決定の通知

選考結果については、決定され次第、採否、助成金額、給付時期等を書面にて申請者に通知する。

## 7. 助成金の管理

助成金は原則として委任経理扱いとすること。（ただし、助成金による間接経費の支払いはできない。研究成果報告時には元帳等の写または使途が判明できる資料を提出すること）

委任経理扱いとしない場合は、助成金専用口座を開設し、収支表を作成して管理すること。（研究成果報告時には収支表と領収書を提出すること）

## 8. 助成金の取消

下記の何れかに該当する場合は、助成金の支給を取り消すことがある。

- (1) 研究助成者として、著しく名誉を汚す行為があった場合。
- (2) 申請書類の記載事項に虚偽があった場合。

## 9. 助成金による研究成果の報告

- (1) 研究助成者は令和5年9月末までに中間報告書を提出しなければならない。
- (2) さらに、研究助成者は令和6年3月末までに研究成果報告書を提出し、事務局が指定する日程でWEB方式により運営委員に対して研究成果の発表を行わなければならない。
- (3) 助成期間の延長を希望する研究助成者は、令和6年2月末までに延長申請書とその時点での研究成果報告書を提出しなければならない。（延長申請書の提出前に事務局宛に事前相談要）延長が認められた場合には、延長後の期間満了時点で研究成果報告書の最終版を提出しなければならない。  
なお、研究成果の発表は翌年に行うものとする。

## 10. 応募方法

応募を希望する者は、所定の申請書および研究業績1件を、期限までに事務局に送付する。

- ・ 期限 令和5年1月13日（金）必着
- ・ 申請書の書式は三菱UFJ信託銀行HPに掲載  
URL : [https://www.tr.mufg.jp/shisan/kouekishintaku\\_list.html](https://www.tr.mufg.jp/shisan/kouekishintaku_list.html)

## 11. 事務局

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部 公益信託課 家政学研究助成基金担当

TEL:0120-622372（フリーダイヤル） FAX:03-5328-0586

（受付時間 平日 9：00～17：00 土・日・祝日等を除く）

E-mail:koueki\_post@tr.mufg.jp（メール件名には基金名を必ず記入要）

令和5年度

研究助成金申請書

公益信託家政学研究助成基金  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社 御中

令和 年 月 日

この申請書類および添付した資料に記載されている事項は、助成金支給の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また支給が決定した場合は、氏名、所属、研究テーマ等の情報が主務官庁等へ提供される他、一般に公開されることについて同意の上応募します。

研究課題	研究内容が具体的に示されるようなものを簡明に記入して下さい。	助成金申請額
		¥

申請者

(フリガナ)

氏名



(男・女)

国籍

(日本以外の国籍を有する者は、ローマ字名も記入して下さい。)

ローマ字 Family name, First name, Middle name,

生年月日 西暦 年 月 日生 (満 才)

E-mail

現住所 (〒 - )

TEL

FAX

所属機関 機関名・部局名・職名又は身分

所在地 (〒 - )

TEL

FAX

申請者略歴 (最終学歴 職歴 学位等)

主な所属学会

推薦者 (研究機関の 代表責任者)*	所属機関	職名	氏名	印
	推薦理由			

\*研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する研究室の長または学部長、学長とする。申請者が教授の場合は、学部長または学長とする。その他の機関にあっては、その機関の長をいう。

この研究課題に 関連した研究に 対してこれまで に受けた研究費 奨励金等につい ての記載	年次	研究費等の 種類・金額	研究課題

※受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申請書の個人情報を公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用いたします。

令和5年度

公益信託家政学研究助成基金 申請研究概要書

研究課題

申請者氏名

研究目的（研究の目的、意義、価値、研究を実施するに至った理由）

①本研究の背景（本研究の意義・価値）

②研究の目的

研究実施状況（経過、進捗程度、完成までに充足すべき部分等）

①これまでの進捗状況

②申請期間中に明らかにする事項

③本件申請による研究実施後、当該研究をどのような方向に発展させていく考えか

研究実施計画、および助成金との関係（研究事項、所要経費、旅費等の内訳） 実施予定の時期を明記

研究を実施する際に利用する予定の施設・設備・資料等について

申請者の最近5年間の研究業績（研究論文、口頭発表、著書）を5件以内で記載してください。  
それぞれに、著者名（著者全員分を記載し本人の氏名に下線を引く）・題目・掲載誌名・巻・号・  
ページ・発行年と100字程度の要旨等を記載してください。  
5件のうち、本研究助成申請の趣旨に最も即したものの1件（1件に限る）を提出してください。

